

岩田合同法律事務所 ニュースレター

2025年2月



弁護士・公認会計士 [武藤 雄木](#)

外国人旅行者は、国外に持ち帰る目的で輸出物品販売場（いわゆる免税店）において購入する物品については、一定の手続を経ることで消費税の支払いが免除されます。実際に国外に持ち出されたか否かは税関で確認されることになりますが、近時、税関の検査を回避して出国するなど適正に国外へ持ち出されていることを確認できない事例が高額購入者を中心に多く見られる状況となっていました。また、飲食料品、医薬品、化粧品などの消耗品は、免税対象が1日1店舗50万円までに制限されていますが、高額な日本のお酒や化粧品などを購入する外国人旅行者は増えており、上限額の存在が販売の支障になっているのではないかという指摘もなされました。

これらの問題提起を受けて、2024年12月20日、外国人旅行者に対する消費税免税制度として、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に消費税相当額を返金する「リファンド方式」の採用や免税販売要件の緩和を含む令和7年度与党税制改正大綱が公表され、同月27日には閣議決定されましたので、その改正の概要をご紹介いたします。

なお、国会の審議等によって内容に変更が生じる可能性があることにはご留意ください。

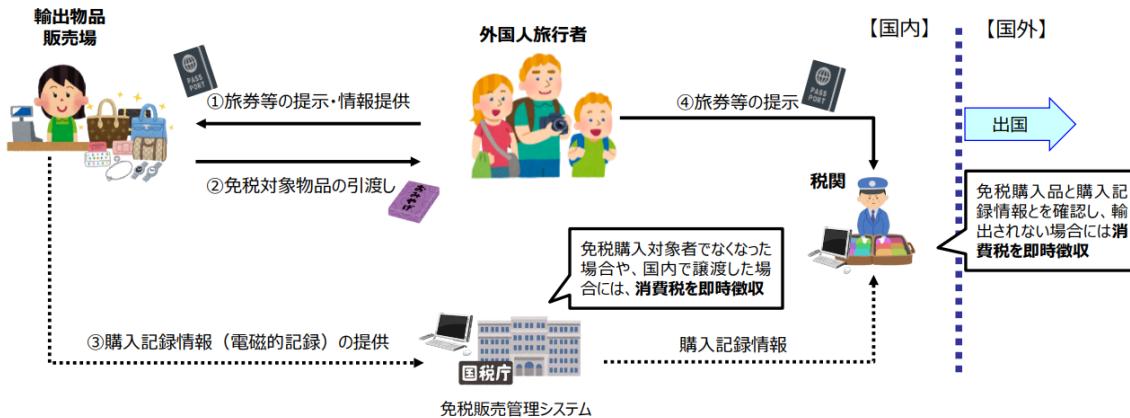
1 現行の外国人旅行者向け免税制度

外国人旅行者等の免税購入対象者が、国外へ持ち帰る目的で免税店において免税対象物品を一定の方法（図表1参照）により購入した場合には、その購入に係る消費税が免除されます。

免税対象物品は、通常生活の用に供する物品と定められ、以下の金額基準¹があります。

- ・一般物品（家電、バッグ、衣料品など消耗品以外のもの）：5千円以上
- ・消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品）：5千円以上、50万円以下

【図表1】



（財務省他「外国人旅行者向け免税制度の見直し（案）について」²3頁より抜粋）

2 免税方式及び免税対象物品の見直し

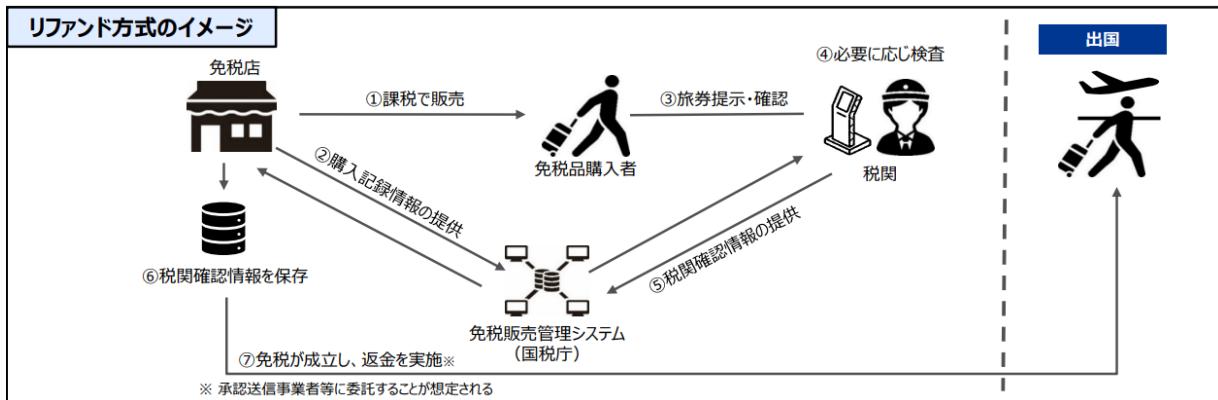
免税で購入された物品の横流し等の不正に対応するため、免税店を経営する事業者は、免税購入対象者に対して免税対象物品を消費税を含めた価格で販売し、免税購入対象者が出国時に購入した物品について税関で旅券等を提示して確認を受けることにより消費税相当額の返金を受ける（リファンド方式）制度（図表②参照）に見直されることとなりました。また、免税の対象については一般物品と消耗品の区分を撤廃し、これに伴い消耗品の上限額（50万円）も廃止されることになりました。

当該改正は、2026年11月1日から適用されることとなります。

¹ 同一の免税購入対象者に対する同一の免税店における1日の販売価額（税抜）により判断されます。

² <https://www.mlit.go.jp/kankochō/content/001858413.pdf>

【図表2】



(財務省他「外国人旅行者向け免税制度の見直し（案）について」7頁より抜粋)

3 本改正の影響

免税店においては、同一の物を毎日のように購入する者や旅券の名義人とは異なる者が代金を支払うなど疑わしい者への販売を避けるため、業界の自主的な基準に従うことが求められるなど免税販売が抑制されていましたが、リファンド方式への変更により免税店の事務負担が軽減されると考えられます。また、外国人旅行者にとっても免税対象限度額の撤廃と併せて免税制度の利便性が向上することとなりますので、今般の改正によりインバウンド消費の更なる活性化が期待されます。

【執筆者】



武藤 雄木（弁護士、公認会計士、公認不正検査士）
ymutou@iwatagodo.com

2003年慶應義塾大学経済学部卒業。
2003年～2006年中央青山監査法人勤務。
2008年東京大学法科大学院修了。2009年弁護士登録。
2015年～2017年東京国税局調査第1部勤務。
会社法、金融商品取引法など企業法務案件全般、各種M&A取引、税務調査、税務争訟対応、IPO支援、企業不祥事に関する危機管理対応、コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階

岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。